



2023年5月11日

各 位

株 式 会 社 メ イ テ ッ ク
代 表 取 締 役 社 長 國 分 秀 世
東 京 都 台 東 区 上 野 1 丁 目 1 番 10 号
(コード番号 9744 東証プライム)
(URL <https://www.meitec.co.jp>)
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員 上 村 正 人
(TEL 050-3033-0945 経営管理部)

会社分割による持株会社体制への移行並びに
監査等委員会設置会社への移行、
定款の一部変更(商号、事業目的、本店所在地)に関するお知らせ

当社は、本日2023年5月11日開催の取締役会において、同年10月1日を効力発生日として、会社分割(吸収分割)(以下、「本件分割」といいます。)により持株会社体制に移行すること並びに監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

また、持株会社体制並びに監査等委員会設置会社への移行に伴い、「定款一部変更の件」を2023年6月22日開催予定の当社第50回定時株主総会に付議することといたしましたので、併せてお知らせします。

なお、持株会社体制並びに監査等委員会設置会社への移行につきましては、当該株主総会において関連議案が承認可決されることを条件に実施いたします。

本件分割は、当社の100%子会社への吸収分割であるため、開示事項を一部省略しております。

記

持株会社体制並びに監査等委員会設置会社への移行の目的

当社グループは、5つの価値:エンジニア価値・社員価値・顧客価値・株主価値・社会価値の持続的な向上とコーポレートガバナンスの強化を図りながら、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいりました。

近時においては、当社グループの主要なお客さまである大手製造業において、技術革新による設計開発業務の多様化と複雑化が進行する中、当社グループは従来の延長線では無い「唯一無二」のエンジニアリングソリューションを提供する企業グループへの変革に努めてまいりました。

今後も、当社グループの主要なお客さまが、カーボンニュートラルなどの環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題に対して、より一層積極果敢に取り組まれるものと認識しています。

かかる状況等をふまえ、高付加価値の機会を積極的に追求しながら、収益力や資本効率を改善し続けることを目的として、

- ・ 果敢な経営判断を執り行うリーダーシップの発揮
- ・ リスクテイクの環境整備や経営資源配分に対する監督の実効性向上
- ・ グループ役職員の意識と行動の変革

の3点の併走に相応しい態勢として、2023年10月1日をもって、持株会社体制並びに監査等委員会設置会社へ移行することとしました。

I. 持株会社体制への移行

1. 本件分割の要旨

(1) 本件分割の日程

分割準備会社の設立	2023年4月3日
吸収分割契約承認取締役会	2023年5月11日
吸収分割契約締結	2023年5月11日
吸収分割契約承認株主総会	2023年6月22日(予定)
吸収分割効力発生日	2023年10月1日(予定)

(2) 本件分割の方式

当社を吸収分割会社とし、当社100%出資の分割準備会社である、株式会社メイテック分割準備会社を吸収分割承継会社とする会社分割です。

(3) 本件分割に係る割当ての内容

本件分割に際し、株式会社メイテック分割準備会社は、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

(4) 本件分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 本件分割により増減する資本金

本件分割に伴う当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

本件分割により、承継会社は、効力発生日において当社に属する承継する事業に関する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務につき、本件吸収分割契約に定める範囲において承継いたします。なお、承継会社が承継する債務については、当社による重疊的債務引受の方法によるものとしております。

(7) 債務履行の見込み

当社は、本件分割後に予想される当社及び承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討した結果、本件分割後の当社及び承継会社が負うべき債務につき、履行の確実性に問題はないものと判断しております。

2. 本件分割の当事会社の概要

	分割会社 2023年3月31日時点	承継会社 2023年4月3日時点										
(1) 名称	株式会社メイテック	株式会社メイテック分割準備会社										
(2) 所在地	愛知県名古屋市西区 康生通二丁目20番地1	神奈川県厚木市 森の里青山15番1号										
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 國分 秀世	代表取締役 國分 秀世										
(4) 事業内容	エンジニアリングソリューション事業	エンジニアリングソリューション事業										
(5) 資本金	50億円	8億円										
(6) 設立年月日	1974年7月17日	2023年4月3日										
(7) 発行済株式総数	82,500,000株	20,000株										
(8) 決算期	3月31日	3月31日										
(9) 大株主及び 持株比率	<table border="1"> <tr> <td>日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>15.7%</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本カストディ 銀行(信託口)</td> <td>6.4%</td> </tr> <tr> <td>SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT</td> <td>6.2%</td> </tr> <tr> <td>明治安田生命保険相互会社</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>株式会社メイテック</td> <td>4.9%</td> </tr> </table>	日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	15.7%	株式会社日本カストディ 銀行(信託口)	6.4%	SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	6.2%	明治安田生命保険相互会社	5.7%	株式会社メイテック	4.9%	株式会社メイテック 100%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	15.7%											
株式会社日本カストディ 銀行(信託口)	6.4%											
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	6.2%											
明治安田生命保険相互会社	5.7%											
株式会社メイテック	4.9%											
(10)直前事業年度の財政状態及び経営成績 ^(注)												
	純資産	37,056百万円	1,000百万円									
	総資産	68,219百万円	1,000百万円									
	1株当たり純資産	472.54円	50,000円									
	売上高	83,765百万円	—									
	営業利益	13,212百万円	—									
	経常利益	14,113百万円	—									
	当期純利益	10,719百万円	—									
	1株当たり当期純利益	134.61円	—									

(注)株式会社メイテック分割準備会社におきましては、2023年4月3日に設立されており、直前事業年度が存在しないため、「(10)直前事業年度の財政状態及び経営成績」については、設立日における純資産、総資産、1株当たり純資産のみを記載しております。

(1)分割する部門の事業内容

全事業(但し、当社が株式を保有する会社の事業活動に対する支配又は管理及びグループ運営に関する事業を除く。)

(2) 分割する部門の経営成績(2023年3月31日時点)

	分割事業部門(a)	当社単体実績(b)	比率(a/b)
売上高	83,765 百万円	83,765 百万円	100%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額(2023年3月31日時点)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	38,472 百万円	流動負債	11,521 百万円
固定資産	8,772 百万円	固定負債	16,586 百万円
合計	47,244 百万円	合計	28,108 百万円

(注)上記金額は2023年3月31日現在の貸借対照表を基準に算出したものであり、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した金額となります。

3. 本件分割後の状況

	分割会社	承継会社
(1) 名称	株式会社メイテックグループホールディングス ^(注1)	株式会社メイテック ^(注2)
(2) 所在地	神奈川県厚木市森の里青山15番1号	神奈川県厚木市森の里青山15番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 國分 秀世	代表取締役 國分 秀世
(4) 事業内容	グループ会社の経営管理等	エンジニアリングソリューション事業
(5) 資本金	50 億円	8 億円
(6) 設立年月日	1974年7月17日	2023年4月3日
(7) 発行済株式総数	82,500,000 株	20,000 株
(8) 決算期	3月31日	3月31日

(注1)2023年10月1日付で株式会社メイテックから株式会社メイテックグループホールディングスに商号変更予定

(注2)2023年10月1日付で株式会社メイテック分割準備会社から株式会社メイテックに商号変更予定

4. 今後の見通し

承継会社は、当社の100%子会社であるため、本件分割が連結業績に与える影響は軽微であります。

また、当社の単体業績につきましては、本件分割後、当社は純粋持株会社となるため、当社の収入はグループ会社からの配当収入、経営指導料収入が中心となり、費用は持株会社としてのグループ会社の経営管理を行う機能に係るものが中心となる予定です。

II. 監査等委員会設置会社への移行

移行の時期

2023年6月22日開催予定の第50期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、2023年10月1日をもって、移行する予定です。

III. 定款の変更

1. 変更の理由

持株会社体制並びに監査等委員会設置会社への移行に伴い、以下を行うものです。

- (1) 純粋持株会社としての役割を明確にする観点から、当社の商号及び目的の変更を行います。
- (2) 当社グループの経営効率向上を図るため、本店の所在地の変更を行います。
- (3) 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。
- (4) 活発な審議による的確で迅速・果敢な意思決定が行われることを目的とし、現時点の事業の種別・規模等を勘案した適正な員数とすべく、取締役の員数を22名以内から12名以内に変更いたします。
- (5) 会社法の規定に則り、果敢な経営判断を執り行うリーダーシップの発揮の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。
- (6) 配当を機動的に行うこと等を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議によっても行うことができる規定の新設を行います。
- (7) 上記(1)～(6)の変更に伴う条数等の変更を行います。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙の通りです。

3. 定款変更の日程

定款変更議案承認取締役会	2023年5月11日
定款変更議案承認株主総会	2023年6月22日(予定)
定款変更効力発生日	2023年10月1日(予定)

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条(商号) 当社は、株式会社メイテックと称し、英文ではMEITEC CORPORARIONと表示する。</p> <p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(3)〔省略〕</p> <p>(4)前各号に関連する技術教育および技術情報の提供ならびに図書類の出版・販売</p> <p>(5)電子計算機および周辺機器の管理ならびに販売</p> <p>(6)〔省略〕</p> <p><u>(7)損害保険代理業および生命保険募集業</u></p> <p><u>(8)広告代理業および旅行業代理店業</u></p> <p><u>(9)スポーツ施設、文化教室および飲食店等の経営</u></p> <p><u>(10)不動産の賃貸借および管理</u></p> <p><u>(11)物品のリース業</u></p> <p><u>(12)各種企業に対する投資および有価証券の保有ならびに運用</u></p> <p><u>(13)労働者派遣業法に基づく労働者派遣事業</u></p> <p><u>(14)再就職支援のコンサルタント業務</u> 〔新設〕</p> <p>(15)経営、人事管理および能力開発に関する教育研修講座の企画、実施並びにコンサルタント業務</p> <p>(16)前各号に関連または附帯する一切の業務</p> <p>第3条(本店の所在地) 当社は、本店を<u>名古屋</u>に置く。</p> <p>第4条(機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会</p> <p><u>(2)監査役</u></p> <p><u>(3)監査役会</u></p> <p>(4)会計監査人</p> <p>第5条〔省略〕</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p style="text-align: center;">〔中略〕</p> <p>第10条(株主名簿管理人) 〔省略〕</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条(商号) 当社は、株式会社メイテック<u>グループホールディングス</u>と称し、英文ではMEITEC <u>Group Holdings Inc.</u>と表示する。</p> <p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営む<u>会社(外国会社を含む。)</u>、<u>組合(外国における組合に相当するものを含む。)</u>その他これらに<u>準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。</u></p> <p>(1)～(3)〔現行通り〕</p> <p>(4)前各号に関連する技術教育および技術情報の提供ならびに図書類の出版および販売</p> <p>(5)電子計算機および周辺機器の管理<u>および販売</u></p> <p>(6)〔現行通り〕</p> <p style="text-align: center;">〔削除〕</p> <p>(7)不動産の賃貸借および管理</p> <p>(8)物品のリース業</p> <p><u>(9)各種企業に対する投資ならびに有価証券の保有および運用</u></p> <p><u>(10)労働者派遣法に基づく労働者派遣事業</u> 〔削除〕</p> <p><u>(11)職業安定法に基づく有料職業紹介事業</u></p> <p><u>(12)人事・採用業務の請負業務</u></p> <p>(13)経営、人事管理および能力開発に関する教育研修講座の企画、実施<u>およびコンサルタント業務</u></p> <p>(14)前各号に関連または附帯する一切の業務</p> <p>第3条(本店の所在地) 当社は、本店を<u>神奈川県厚木市</u>に置く。</p> <p>第4条(機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会</p> <p style="text-align: center;">〔削除〕</p> <p><u>(2)監査等委員会</u></p> <p><u>(3)会計監査人</u></p> <p>第5条〔現行通り〕</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p style="text-align: center;">〔中略〕</p> <p>第10条(株主名簿管理人) 〔現行通り〕</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会<u>または取締役会</u>の決議によって<u>委任を受けた取締役が</u>定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを<u>取り扱</u>わない。</p>

現行定款	変更案
<p>第11条(株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 〔中略〕</p> <p>第14条(招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、<u>その議長</u>となる。 取締役社長事故ある時は、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">〔中略〕 第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条(取締役の定員) 当社の取締役は<u>22名以内とする。</u> 〔新設〕</p> <p>第19条(取締役の選任) 取締役は、株主総会において選任する。 2～3〔省略〕</p> <p>第20条(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 補欠または、増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> 〔新設〕</p> <p>第21条(代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長1名を定め、または必要に応じ、取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第22条(取締役会規程) 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>取締役会で定める取締役会規程</u>による。</p>	<p>第11条(株式取扱規程) 当社の<u>株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い</u>および手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 〔中略〕</p> <p>第14条(招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 <u>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">〔中略〕 第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条(取締役の員数) 当社の取締役は、<u>12名以内とする。</u> <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>第19条(取締役の選任) 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> 2～3〔現行通り〕</p> <p>第20条(取締役の任期) 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 〔削除〕 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条(代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長1名を定め、必要に応じ、取締役会長1名、<u>ならびに</u>取締役副社長、専務取締役、<u>および</u>常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条(取締役会規程) 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規程</u>による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、<u>その議長となる。</u> 取締役社長事故あるときは、<u>取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>第23条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 <u>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>第24条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、<u>各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</u> [新設]</p>	<p>第24条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>第25条(取締役会の決議の省略) 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会決議があったものとみなす。 [新設]</p>	<p>第25条(取締役会の決議の省略) 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、<u>取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第26条(取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当 社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第26条(重要な業務執行の決定の委任) <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第27条(取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当 社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第27条(取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当 社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>第27条(取締役の責任免除) [省略] 2. 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第28条(取締役の責任免除) [現行通り] 2. 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>[新設]</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>第29条(常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>第30条(監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>第31条(監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p align="center">第5章 監査役および監査役会</p>	<p align="center">〔削除〕</p>
<p>第28条(監査役の定員) 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p align="center">〔削除〕</p>
<p>第29条(監査役の選任) 監査役は、株主総会で選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p align="center">〔削除〕</p>
<p>第30条(監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p align="center">〔削除〕</p>
<p>第31条(常勤監査役) 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p align="center">〔削除〕</p>
<p>第32条(監査役会規程) 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p align="center">〔削除〕</p>
<p>第33条(監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p>	<p align="center">〔削除〕</p>
<p>第34条(監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p align="center">〔削除〕</p>
<p>第35条(監査役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p align="center">〔削除〕</p>
<p align="center">第6章 計算</p>	<p align="center">第6章 計算</p>
<p>第36条(事業年度) 〔省略〕</p>	<p>第32条(事業年度) 〔現行通り〕</p>
<p align="center">〔新設〕</p>	<p>第33条(剰余金の配当等の決定機関) 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>第37条(剰余金の配当の基準日) 〔省略〕</p>	<p>第34条(剰余金の配当の基準日) 〔現行通り〕</p>

現行定款	変更案
<p>第38条(中間配当) 〔省略〕</p> <p>第39条(配当金の除斥期間) 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。 2. 〔省略〕</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p>	<p>第35条(中間配当) 〔現行通り〕</p> <p>第36条(配当金の除斥期間) 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。 2. 〔現行通り〕</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第50回定時株主総会において承認可決された本定款の一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 第50回定時株主総会において承認可決された本定款の一部変更の効力が生ずる前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の本定款第35条第2項の定めるところによる。 3. 本条の規定は、第50回定時株主総会において承認可決された吸収分割契約承認の件に係る吸収分割の効力発生日から10年を経過した日をもって削除する。</p> <p><u>第2条(持株会社体制および監査等委員会設置会社移行に関する経過措置)</u> 第50回定時株主総会において承認可決された本定款の一部変更は、同定時株主総会において吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決され、当該吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が生ずることを条件として、当該吸収分割の効力発生日に効力を生ずるものとする。 2. 本条は、前項の効力発生日の経過をもって削除する。</p>

以上